

第1回各務原市特別職報酬等審議会 【説明資料】

1 各務原市の特別職報酬等審議会について

(1) 概要

市長の諮問に応じ、市議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について調査審議すること。

【別添資料① 国通知、関係法令、条例等（抜粋）】

・各務原市附属機関条例

・各務原市附属機関等の設置及び運営に関する指針

○特別職の報酬及び給料とは

地方公共団体は、当該特別職の地方公務員が市長、副市長等、常時勤務を要する常勤の職員である場合は、「給料」を支給しなければならず（地方自治法第204条第1項）、議会の議員、委員会の委員等、常勤勤務をすることを要しない非常勤の職員である場合は、「報酬」を支給しなければならない（地方自治法第203条第1項、第203条の2第1項）と定められています。

特別職の報酬及び給料の性格は、一般職の給料が生計費や民間資金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対し、特別職の報酬及び給料は生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価です。

	特別職	一般職
該当する職	議員、市長、副市長、教育長等	特別職以外の職
報酬等の審議・改定にあたっての参考資料	他市の特別職の報酬等の状況、一般職の給与の状況、消費者物価指数の状況など	民間企業の従業員の給与の状況など（人事院が国に対して行う人事院勧告を参考に改定）

【別添資料① 国通知、関係法令、条例等（抜粋）】

・特別職の職員の給与について

・特別職の報酬等について

(2) 今回の諮問事項

(1) 市長、副市長、教育長の給料の額について

(2) 市議会議員の議員報酬の額について

○検討の視点

①職務責任原則

職務の性格及び責任の度合いに対応したものであること。

②均衡原則

当該団体における一般職や国及び他の地方公共団体における相応の特別職の報酬と比較して均衡を失しないものであること。

③状況原則

物価や賃金等の社会経済情勢の変動や当該団体における財政状況などに応じて十分対応するものであること。

総合的な視点

【別添資料① 国通知、関係法令、条例等（抜粋）】

・地方公務員の給与制度の改正について

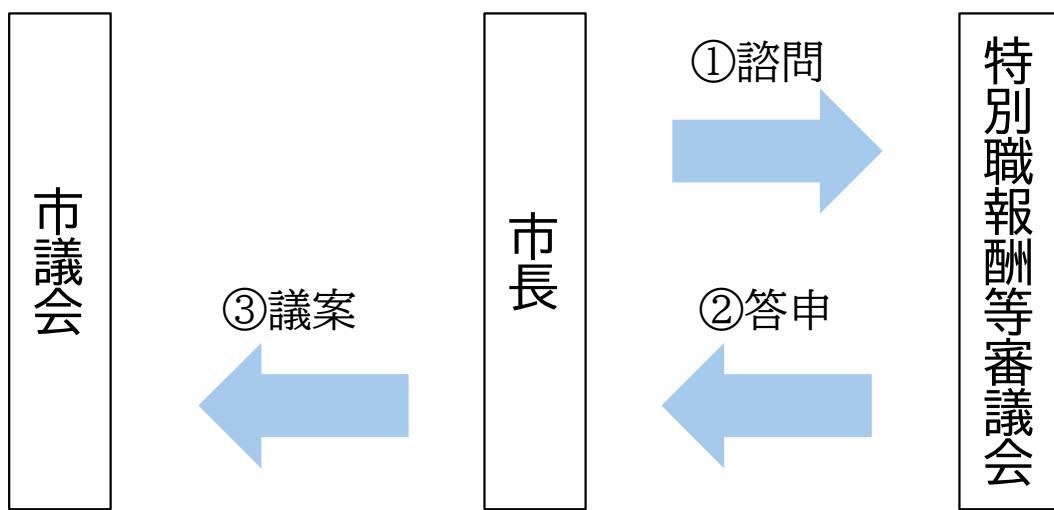
(3) 報酬・給料額等改定までの流れ

報酬額・給料額を改定しようとする場合、市長は「特別職報酬等審議会」に意見を聴くために、諮問します。（下図①）

諮問を受けた「特別職報酬等審議会」は、改定の必要性及び改定額、改定期限等を審議し、結果を市長に答申します。（下図②）

答申を参考に市長が報酬額・給料額等改定に向けて条例改正及び予算にかかる議案を市議会に提出します。（下図③）

市議会で審議を行ったうえで、改定するかどうかが決定されます。



○審議会開催スケジュール

時期	内容
11月25日(火)	【第1回審議会】 辞令交付、会長及び副会長選出、諮問、資料内容の説明、意見交換、意見（方向性）のまとめ
12月11日(木)	【第2回審議会】 第1回審議会の概要報告、（追加）資料内容の説明、意見交換、意見集約、答申案の検討（まとめ）
12月23日(火)	【第3回審議会、市長への答申】 第2回審議会の概要報告、答申案についての意見交換、意見集約、答申案のまとめ ※第2回までで答申案がまとまれば、市長への答申のみ（会長・副会長）

2 特別職の給与等の内容

特別職には報酬または給料及び期末手当が支給されます。また、市長、副市長、教育長には任期毎または通算した退職手当が支給されます。

一般職に支給される扶養手当や住居手当、管理職手当等その他の手当は支給されません。（市長、副市長、教育長は通勤手当のみ支給対象。児童手当は児童手当法に基づく規則による。）

R7.4.1時点

(単位：円)

	報酬・給料等 (月額) ①	期末手当（年額） 給料月額×加算率× 割合	退職手当（任期満額） 給料月額×任期× 割合	年間相当額 上段：退職手当抜き 下段：退職手当込み
市長	999,000	5,514,480 ①×1.2×4.6月	19,980,000 ①×4年×500/100	17,502,480 22,497,480
副市長	834,000	4,603,680 ①×1.2×4.6月	10,008,000 ①×4年×300/100	14,611,680 17,113,680
教育長	659,000	3,637,680 ①×1.2×4.6月	4,744,800 ①×3年×240/100	11,545,680 13,127,280
議長	570,000	3,146,400 ①×1.2×4.6月		9,986,400
副議長	520,000	2,870,400 ①×1.2×4.6月		9,110,400
議員	485,000	2,677,200 ①×1.2×4.6月		8,497,200
政務活動費	30,000			360,000

※太枠網掛け部分が本審議会において審議いただく対象項目となります。

※退職手当…当市は一部の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する「岐阜県市町村職員退職手当組合」に加入しています。退職手当の支給や支給に要する費用及び組合の事務費に充てる負担金の納付などは、「岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例」に基づき行われています。

※政務活動費…議員の調査研究活動に必要な経費の一部を交付するものです。

当市では「各務原市議会政務活動費の交付に関する条例」を定めて、会派及び会派に属していない議員に対して議員1人あたり月額3万円を交付しています。

【別添資料① 国通知、関係法令、条例等（抜粋）】

- ・各務原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- ・各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例
- ・各務原市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例

3 特別職の職務等について

(1) 市長、副市長、教育長の職務内容

	市長	副市長	教育長
職務	<ul style="list-style-type: none">市の統括及び代表市の事務の管理及び執行議案の提出、予算の編成と執行地方税の賦課徴収等会計の監督職員の指揮監督など	<ul style="list-style-type: none">市長の補佐政策及び企画職員の事務の監督市長の職務の代理市長の権限に属する事務の一部について、委任を受けたて執行する。	<ul style="list-style-type: none">教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育委員会の会議を招集する。
任期	4年	4年	3年
選任	公選	市長が議会の同意を得て選任	市長が議会の同意を得て選任
定数	1人	2人※	1人
根拠	地方自治法	地方自治法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律

※H27～2人

(2) 議長、副議長、議員の職務内容

	議長	副議長	議員
職務	<ul style="list-style-type: none">議場の秩序の保持議事の整理議会の事務の統理議会の代表	<ul style="list-style-type: none">議長の代理（議長に事故があるとき又は議長が欠けたときに議長の職務を行う）	<ul style="list-style-type: none">本会議、委員会での審議、審査及び表決議案調査、議案提案準備市の事務に関する調査研究住民意見等の把握
任期	4年※1	4年※1	4年
選任	議会内の選挙	議会内の選挙	公選
定数	1人	1人	24人※2

※1 議員の任期中

※2 H25.2.24執行選挙～24人

4 特別職の報酬等の額及び改定の経緯

(1) 報酬額等の経緯

【別添資料③ 特別職の報酬等改定状況】

- 現在の額は、職員の調整手当3%の廃止に伴い、平成16年1月に改定されたものです。

	H3.12.1改定 (円)	改定率 (%)	H7.6.1改定 (円)	改定率 (%)	H16.1.1改定 (円)	改定率 (%)
市長	980,000	8.9	1,030,000	5.1	999,000	▲3.0
副市長	820,000	10.1	860,000	4.9	834,000	▲3.0
教育長	535,400	7.1	680,000	※27.0	659,000	▲3.1
議長	550,000	17.0	590,000	7.3	570,000	▲3.4
副議長	500,000	16.3	540,000	8.0	520,000	▲3.7
議員	460,000	12.2	500,000	8.7	485,000	▲3.0

※教育長は、従前は一般職の給料表により決定していたが、H6・7年度特別職報酬等審議会の答申を受け、H7.6.1から定額となった。

(2) 過去の審議会の内容（要約）

【別添資料④ 過去の答申書（写）】

○平成6～7年度

- 三役（市長、助役、収入役）の給料の額について、県下の各市、周辺の類似団体において相応な改正がなされており、その均衡を失している状況のため、「引上げ」が適当。
- 教育長の給料の額について、従前は一般職の給料表により決定していたが、職務の専門性や責任の重大さに鑑み、特別職に準じて定額とすることが適当。
- 市議会議員の報酬の額について、三役と同様とともに、議員の活動状況も勘案し、「引上げ」が適当。

○平成12年度

- 地方自治法の改正により議員の調査研究活動に必要な経費の一部として「政務調査費」が交付できることになったため、その額について審議。
- 現行の市政調査研究費と同額の、議員一人あたり月額3万円が適当とする。

5 類似団体及び県内他市との比較

(1) 報酬等の状況

【別添資料⑤、⑥ 特別職の報酬等の状況（類似団体、県内他市）】

- 現在の額は、職員の調整手当3%の廃止に伴い、平成16年1月に改正されたものです。
- 類似団体との比較においては、教育長は平均を下回っていますが、その他の特別職は平均を上回っています。
- 類似団体のうち財政力指数上位9市（当市4位）との比較においては、教育長は平均を下回っていますが、その他の特別職は平均を上回っています。
- 県内他市との比較においては、すべての特別職で平均を上回っています。また順位は、すべての特別職において岐阜市、大垣市、多治見市に次ぐ4番目となっています。

(単位：円)

各務原市		類似団体 (当市含め31市)		類似団体 (財政力指数上位 9市・当市4位)		県内他市 (当市含め21市)	
特別職	月額	順位	平均月額	順位	平均月額	順位	平均月額
市長	999,000	9	967,323	5	985,667	4	892,429
副市長	834,000	5	787,710	4	802,444	4	737,829
教育長	659,000	24	689,645	8	718,778	4	634,238
議長	570,000	9	538,129	2	535,667	4	459,702
副議長	520,000	6	476,235	2	479,367	4	412,369
議員	485,000	7	443,510	3	451,422	4	384,679

※類似団体…総務省において、「人口」と「産業構造（産業別就業人口の構成比）」に基づいて類似する市区町村をグループ分けし、同じ類型となった市区町村を類似団体といいます。各務原市が属する類型はⅢ-2（人口10万人以上15万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%未満の団体）であり、全国で31団体あります。

※財政力指数 交付税算定に用いる、国が定めた標準的な需要額に対する標準的な収入額の割合（過去3年間の平均値）。高いほど、財源に余裕がある状態といえます。

(2) 報酬等改定の状況

- 直近5年間（令和2年度～令和7年度）における特別職の報酬等に係る審議会の開催状況について、類似団体及び県内他市は下表のとおりです。
- 類似団体においては、開催した団体のうち引上げの改定を行った団体が多くなっています。
- 県内他市においては、引上げ、据置き、引下げそれぞれ同程度となっています。

令和2年度～令和7年度の審議会開催状況

答申内容	類似団体（31市）	県内他市（21市）
引上げ	10	4
据置き	3	4
引下げ	0	3
開催中、R7開催予定	4	4
未開催	13	6

※一部の職のみも含む

不明 1

(3) 財政状況

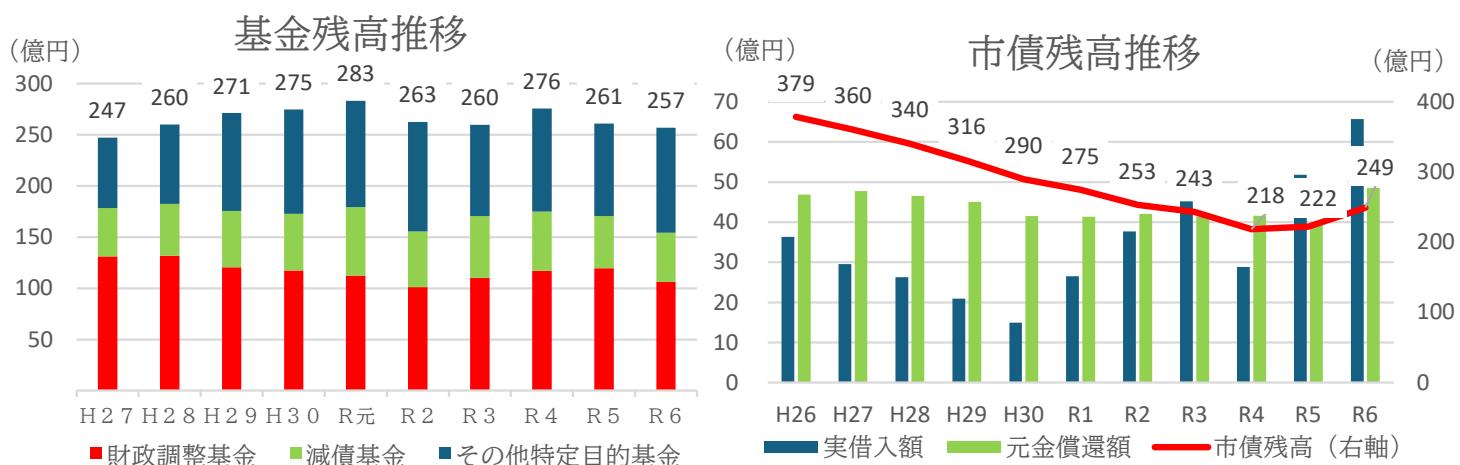
- ・ 人件費率は、類似団体及び県内他市それぞれの平均と比べ低くなっています。
- ・ 経常収支比率は、類似団体及び県内他市それぞれの平均と比べ高くなっています。
- ・ 財政力指数は、類似団体及び県内他市それぞれの平均と比べ高くなっています。
- ・ 実質公債費比率は、類似団体及び県内他市それぞれの平均と比べ低くなっています。

	歳出 (億円)	人件費 (億円)	人件費率 (%)	経常収支 比率 (%) 【良】低い	財政力 指数 【良】高い	実質公債 費比率 (%) 【良】低い
各務原市	660.1	88.3	13.4	92.1	0.85	3.5
類団平均	607.4	91.6	15.1	92.0	0.75	5.0
県内平均	408.9	63.6	15.6	90.4	0.59	5.8

※経常収支比率 経常的な経費（人件費・扶助費・公債費など）を、経常的な一般財源（市税・地方交付税など）でどれだけ賄っているかの割合。数値が低いほど、他の財源にまわせる余裕があることを示しています。

※財政力指数 交付税算定に用いる、国が定めた標準的な需要額に対する標準的な収入額の割合（過去3年間の平均値）。高いほど、財源に余裕がある状態といえます。

※実質公債費比率 借金の返済額が一般財源の収入額に対してどれだけ占めているかの割合。市債の償還金や一部事務組合に対して負担する公債費などが含まれます。早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%です。



※基金は、災害等の財政需要や年度間の財源調整のための「財政調整基金」、市債の償還に必要な財源を確保するための「減債基金」、その他学校施設の整備に使うなどの目的のための「その他特定目的基金」があります。

※市債にも種類がありますが、市では将来的な実質的な財政負担を軽くするため、国の支援がある有利なものを活用しています。将来にわたって使用できる公共施設の整備は、世代間の公平性の観点からも市債を活用しています。

注 元金償還額はテールヘビー償還分を除いている。
 ※ テールヘビー償還 借入年度から最終償還までの年限よりも長く償還期間を想定した上で、その想定した償還期間をもとに算出した元金（元利）均等償還金額を定期で支払い、最終償還日に残元金を全て支払う償還方式。

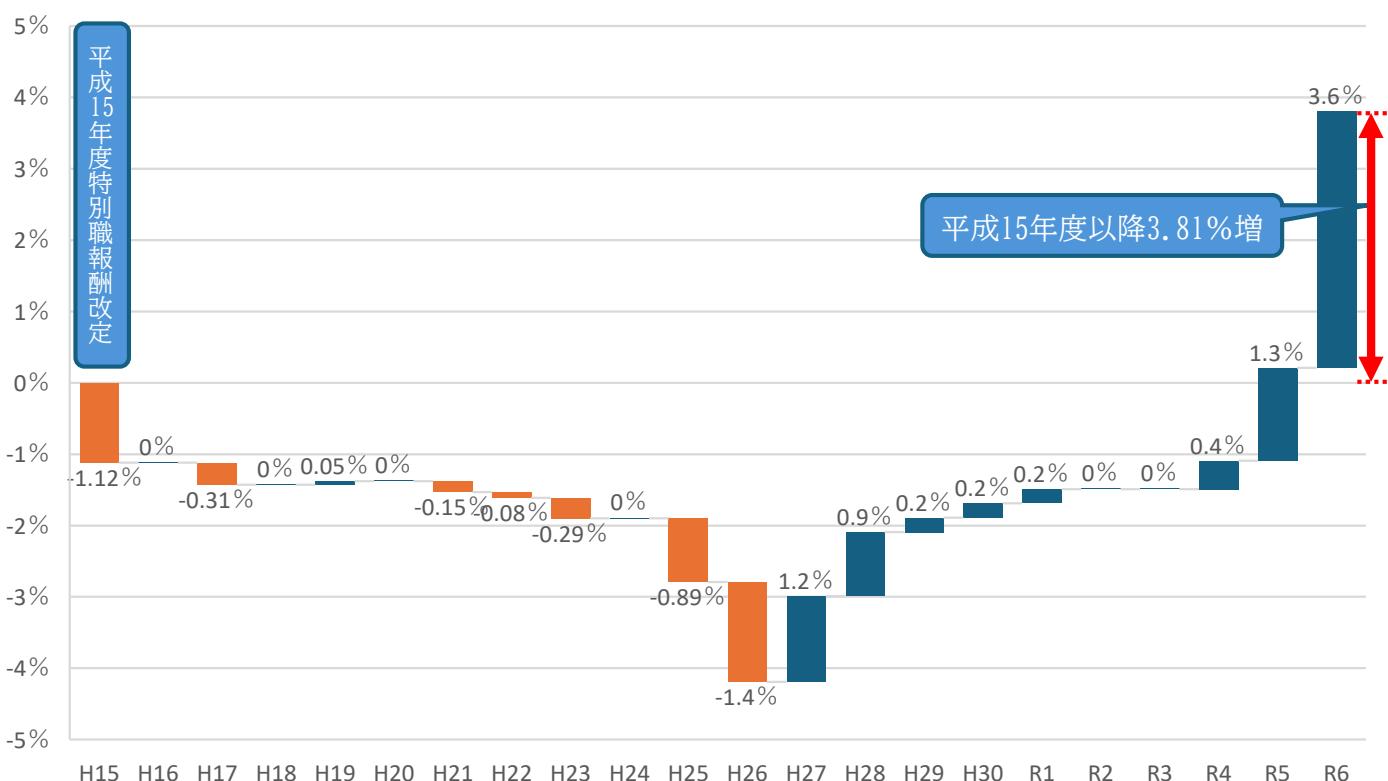
6 一般職の職員の給与改定の状況

(1) 月例給

【別添資料⑫ 一般職の職員の給与改定状況】

- 当市一般職の職員の給与については、原則人事院の給与勧告に準拠し改定しています。令和4年度からは3年連続で引上げ改定となっており、特に令和6年度においては、民間における賃上げ状況を反映して約30年ぶりとなる高水準の引上げ改定となっています。また、これまで初任給等若年層を中心とした引上げが主流でしたが、令和6年度は、「職務や職責をより重視した給料表体系の整備」の観点も明示されており、当市部長級職員に適用している8級についても、一定の高い水準の引上げ改定となっています。

○市平均改定率（全体）の推移

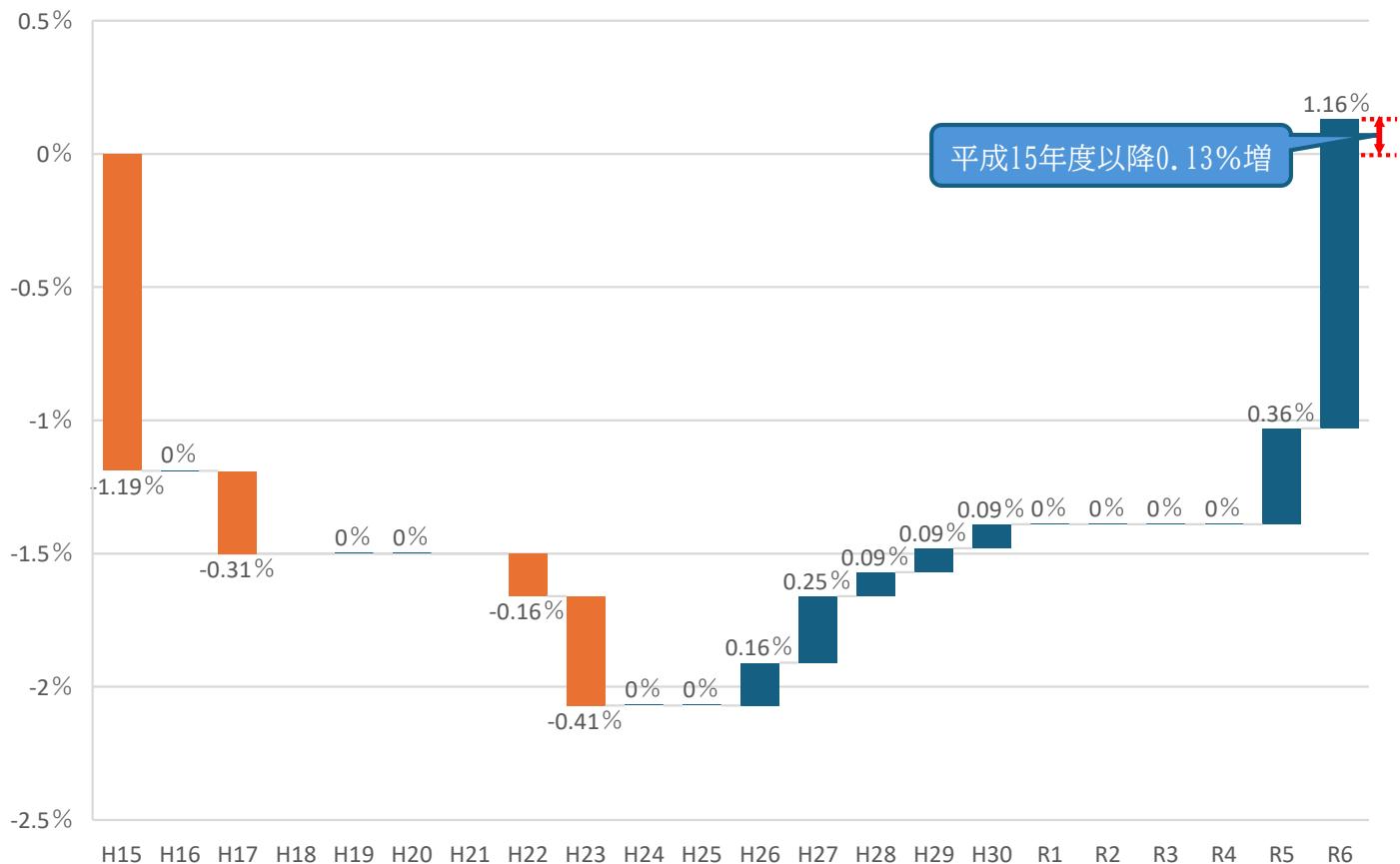


平成15年度から令和6年度までの間で、給料は3.81%引上げ

※ 人事院の給与勧告 労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本として勧告されます。

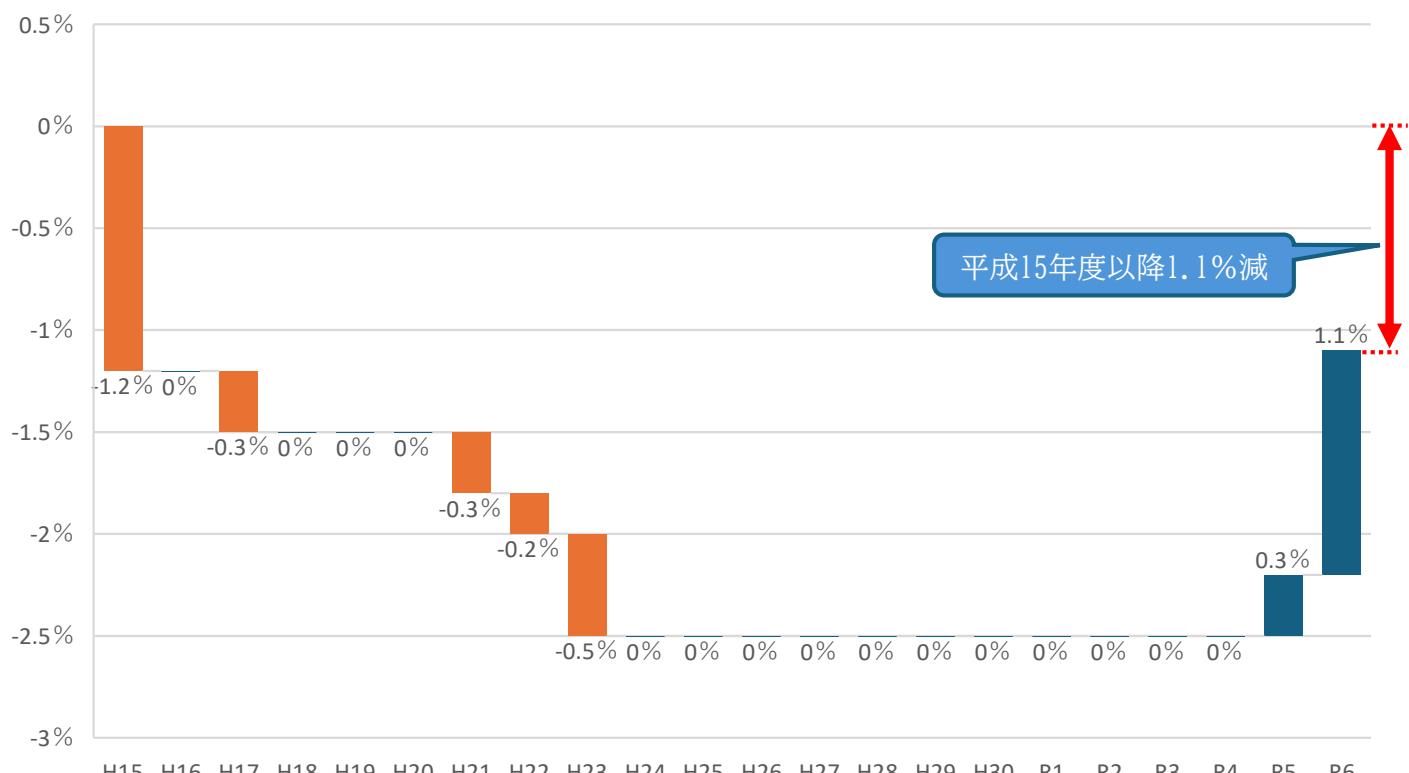
※ 令和7年度人事院勧告も「引上げ」となっています。（3.62%）

○市平均改定率（部長級）の推移



平成15年度から令和6年度までの間で、給料は0.13%引上げ

○国平均改定率（指定職）の推移



平成15年度から令和6年度までの間で、給料は1.1%引下げ

※指定職 国家公務員や地方公務員のうち、職務の責任が特に高度で、民間企業の役員報酬に相当する給与が適用される役職。（例：事務次官、各省庁の局長・官房長等）

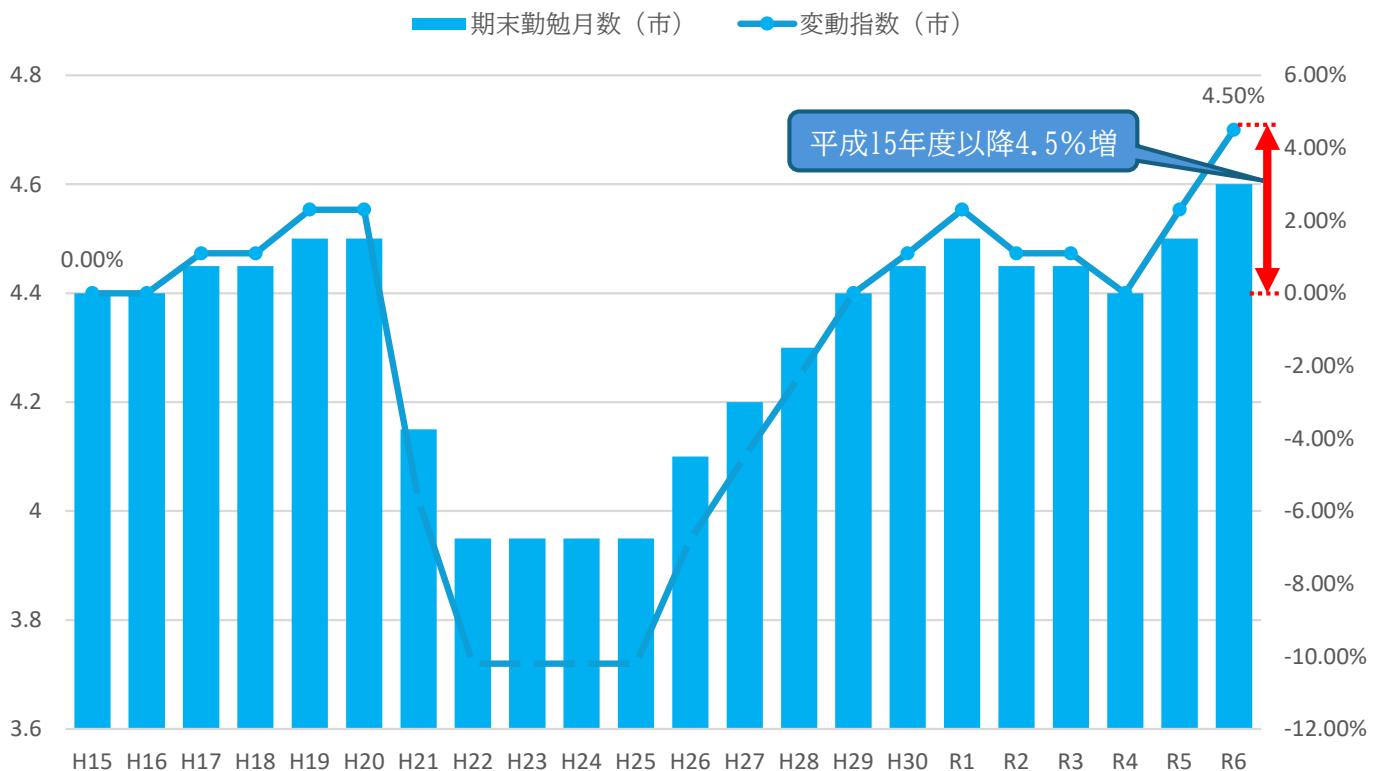
※令和7年度人事院勧告は「引上げ」となっています。（2.8%）

(2) 期末勤勉手当の支給割合

【別添資料⑫ 一般職の職員の給与改定状況】

- 令和2年度、令和3年度は引下げでしたが、令和5年度以降2年連続で引上げとなっています。なお、特別職の支給割合も、一般職の支給割合に準じて改定しています。

○市期末勤勉手当の支給割合の推移



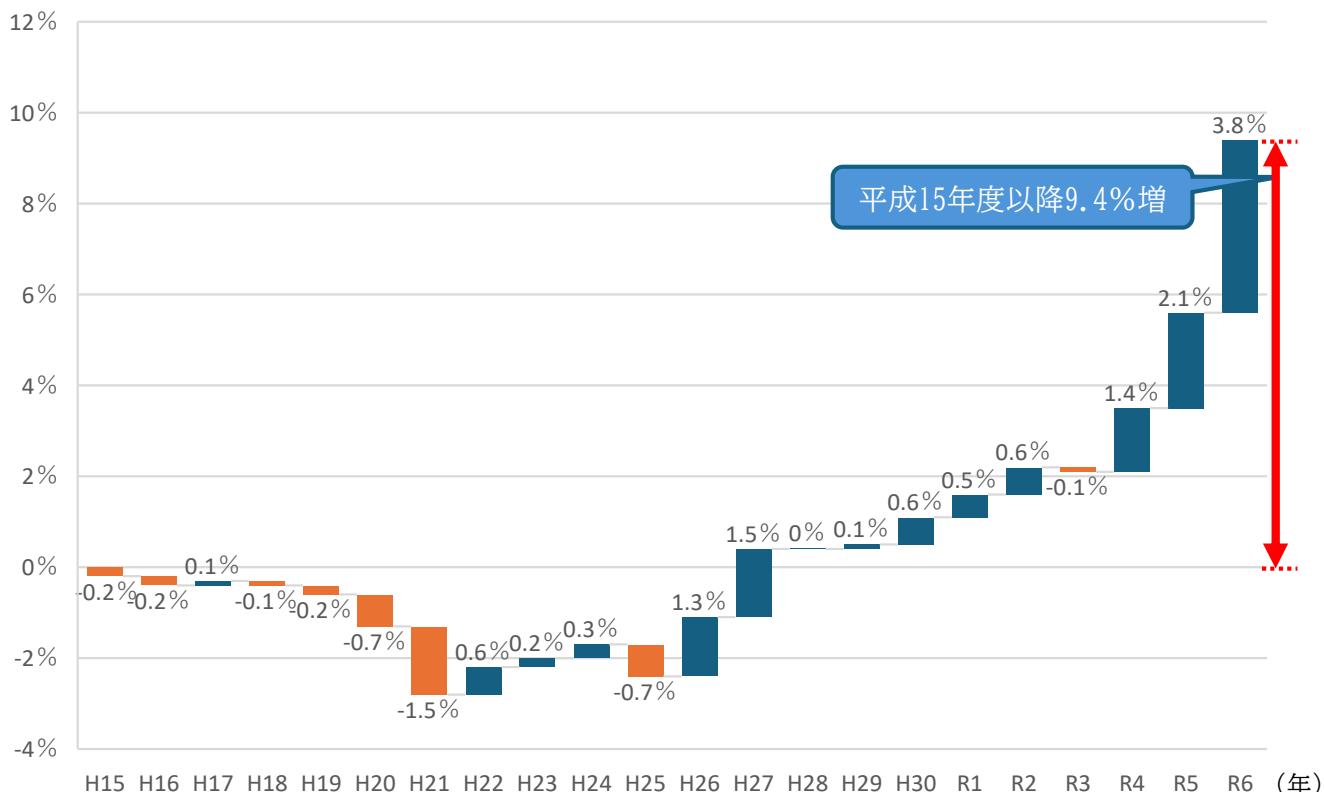
平成15年度から令和6年度までの間で、期末勤勉手当の支給割合は
4.5%引上げ

7 民間賃金の推移

【別添資料⑬ 民間賃金の推移】

- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」における一般労働者（短時間労働者以外の常用労働者）の賃金（月額）の増減率の推移は以下のとおりです。
- 平成15年から令和6年までの、賃金増減率の累計は、9.4%引上げとなっています。

○民間一般労働者の賃金増減率の推移



【資料出所】厚生労働省 賃金構造基本統計調査から作成

平成15年から令和6年までの間で、民間賃金は9.4%引上げ

※賃金構造基本統計調査 全国的主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年6月分の賃金等について7月に調査を実施しています。

※令和6年の調査内容は、全国及び都道府県別の賃金について、調査客体として抽出された78,679事業所のうち有効回答を得た58,375事業所から、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（50,682事業所）について集計したものです。。

«R 6調査結果のポイント（抜粋）»

一般労働者(短時間労働者以外の常用労働者)の賃金(月額)

男女計 330,400 円 (前年比3.8%増) (年齢44.1歳、勤続年数12.4年)

男性 363,100 円 (同 3.5%増) (年齢44.9歳、勤続年数13.9年)

女性 275,300 円 (同 4.8%増) (年齢42.7歳、勤続年数10.0年)

※ 男女計、男性及び女性とも平成3年以来33年ぶりの高い伸び率

※ 男女間賃金格差(男=100)75.8(前年差1.0ポイント上昇)は、

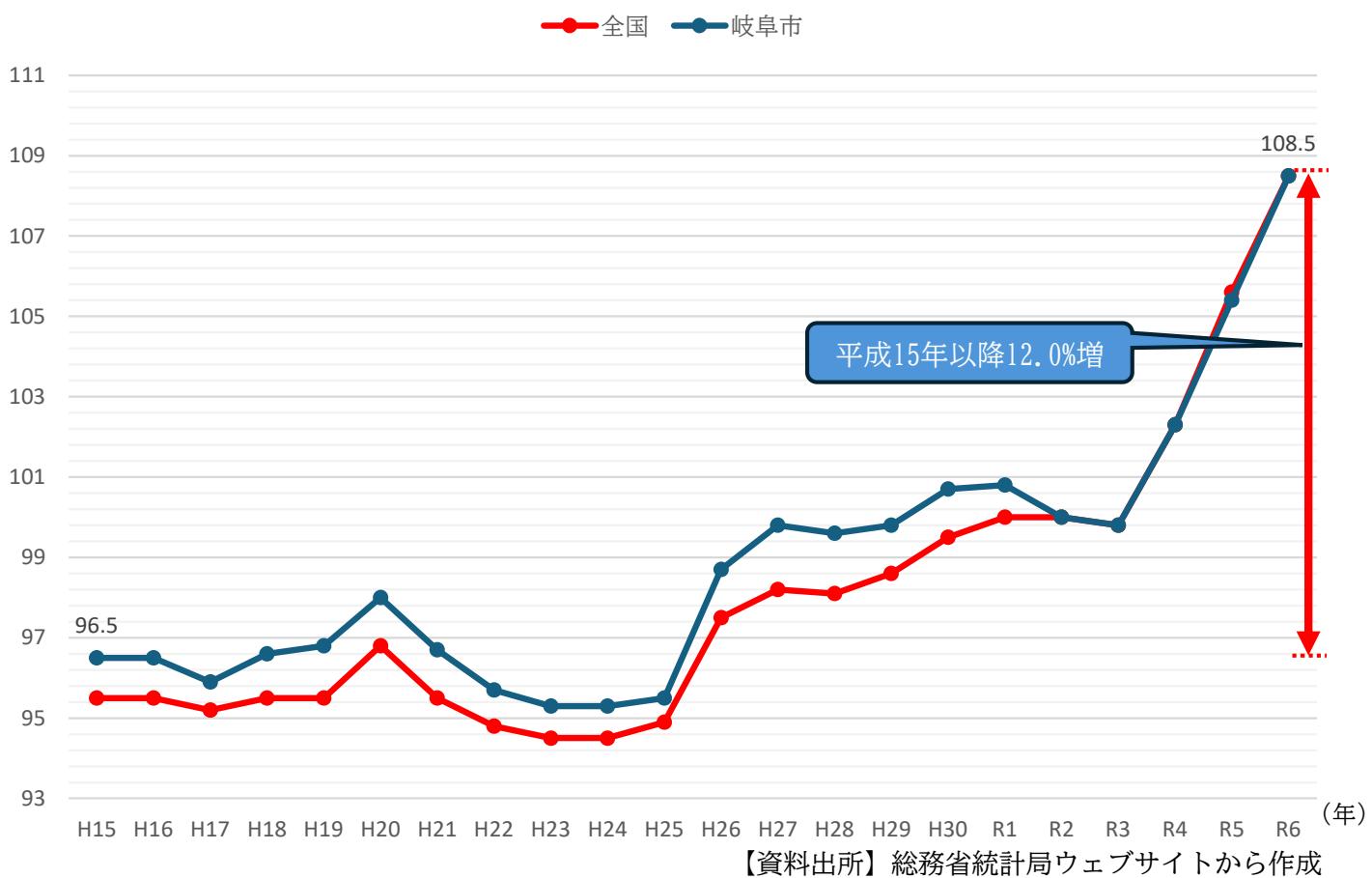
比較可能な昭和51年以降で、格差が最も縮小

8 消費者物価指数（総合）の推移

【別添資料⑭ 消費者物価指数（総合）の推移】

- 令和2年度を100とした各年の消費者物価指数の推移は、以下のとおりです。
- 平成15年から令和6年までの間で、消費者物価指数は累計で12.0%上昇しています。

○消費者物価指数（令和2年を100とした総合指数）の推移



平成15年から令和6年までの間で、消費者物価指数は12.0%上昇

※消費者物価指数 全国の世帯が購入する各種の財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定するものです。すなわち、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに必要な費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したものです。

9 議会議員の活動状況（審議日数など）

(1) 本会議及び委員会の開催状況

【別添資料⑯ 議員の活動について】
【別添資料⑰ 議会運営について】

- ・議会の審議機関には、議員全員が集まって行う本会議と、議長の指名によって選任された委員で構成する委員会があります。
- ・本会議は、毎年4回（おおむね3月、6月、9月、12月）開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会の2種類があります。
- ・本会議は、議会意思を決定する場であり、最も重要な会議です。1定例会中、おおむね4日間開かれ、会期の初日に、会期の決定、議案・請願の提案説明を行います。会期中盤の2日間で、議案の質疑、市政に対する質問を行います。そして会期最終日に採決を行います。
- ・委員会は、本会議の下審査機関として、本会議より付託された案件を専門的かつ集中的に審議し、本会議で報告します。この委員会の報告を参考にして、各議員は議案に対する意思表明をします。
- ・委員会には、常設されている4つの常任委員会（総務、民生、経済教育、建設水道）と、特に重要な案件や、複数の常任委員会にまたがる案件などを特別に審査する特別委員会、議会運営について協議する議会運営委員会があります。

年度	本会議開催状況						常任委員会 (設置数4)	特別委員会 関係等		
	定例会			臨時会						
	開催回数	会期日数	審議日数	開催回数	会期日数	審議日数				
R 2	4	102	17	3	3	3	49	43		
R 3	4	103	16	1	1	1	34	55		
R 4	4	109	17	1	1	1	35	54		
R 5	4	107	16	1	1	1	38	56		
R 6	4	104	16	1	1	1	38	52		

区分	年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市長提出案件 (報告案件含) (A)		133	151	109	155	205
その他の案件 (B)		34	37	37	40	43
うち、議員提出議案		7	9	6	10	13
合計 (A) + (B)		167	188	146	195	248

(2) 市民一人あたりの議員報酬の額【別添資料⑯、⑰ 市民一人あたりの議員報酬の額（類似団体、県内他市）】

- ・ 議員一人あたり住民数は、類似団体及び県内他市と比べ、多くなっています。
- ・ 住民一人あたり議員報酬月額は、類似団体及び県内他市と比べ、低くなっています。

	人口 (R7.4.1) (人)	議員 定数 (人)	議員 一人あたり 住民数 (人)	議員報酬月額 合計 (千円)	住民 一人あたり 議員報酬月額 (円)
各務原市	143,929	24	5,997	11,760	81.71
類似団体	122,029	24	5,085	10,998	90.13
県内他市	78,540	19	4,134	7,860	100.08

(3) 議会費の前5か年の一般財源に対する割合

区分 年度	普通会計総額 (千円)		議会費 (千円)		割合	
	決算額 ①	一般財源額 ②	決算額 ③	一般財源額 ④	決算額 ③/①	一般財源額 ④/②
R 2	71,301,341	41,648,039	327,831	327,831	0.46%	0.79%
R 3	61,390,436	40,966,041	326,223	326,223	0.53%	0.80%
R 4	56,570,232	41,043,207	325,942	325,942	0.58%	0.79%
R 5	62,725,002	41,973,305	321,299	321,299	0.51%	0.77%
R 6	66,010,466	43,653,348	318,557	318,557	0.48%	0.73%

※普通会計 各地方公共団体間の財政比較を可能にするために設けられた会計区分のこととで、地方財政統計に用いられるものです。

※一般財源 地方公共団体の収入のうち、使途が特定されていない財源のことであり、地方税や地方交付税などが該当します。